

第18日

令和5年12月18日（月）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。よろしいでしょうか。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

審査結果報告書をお開きください。よろしいでしょうか。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第96号議案外3件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 北川清文君登壇）

○総務文教常任委員長（北川清文君） ただいま議題となりました第96号議案外3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第96号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改定の内容は、市議会議員及び市長等の令和5年度12月支給分の期末手当を0.10月引上げ、あわせて令和6年度以降の期末手当の支給配分を変更することで、年間の支給月数を3.30月から3.40月に変更するものです。

本改定は、本年の人事院勧告に基づく国の指定職の期末勤勉手当の支給月数の引上げによって生じる、国と市との較差分の解消を図るための措置です。

審査に当たりましては、本市における近年の期末手当支給率の改定の経過について、国の指定職の改定内容の推移と併せて確認を行いました。

平成29年7月九州北部豪雨の発生を受け、平成29年度から令和元年度までの間は、国の指定職の支給月数が引き上げられても、市は改定を見送ってきた経緯があります。また、令和2年度に国の支給月数が引き下げられた際は、これに合わせる形で同率の0.05月分を引き下げました。

その後、令和4年度には国と同一の支給月数とするため、3.20月から3.30月へ0.10月の引き下げを行いました。

過去の経過からも分かるように、人事院勧告への対応については、自然災害の有無、市の財政状況等に応じた判断が必要とされてきました。引下げを据え置いた過去の事例と比較し、今回の改定は、人事院勧告を反映した国の指定職の水準に合わせるという考え方に

基づき行うものであることを、委員間で改めて確認しました。

本委員会としましては、平成29年7月九州北部豪雨災害発生以降の市における期末手当の改定経過とその背景を踏まえた上で、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第97号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改定は、国家公務員の給与改定方針に準じ、職員の給与の改定を行うものです。

主な内容は、1点目に、本年の人事院勧告で示された公務の職場と民間事業所との月例給の較差を解消するため、給料表の改定を行うものです。

職員全体に一定の改善が及ぶよう、全ての号給において引下げ改定を行います。

なお、改定率については、若年層の職員に重点が置かれ、下位の級になるほど高くなるように設定されています。

2点目に、期末勤勉手当の支給月数の改定です。民間の賞与の支給割合に見合うよう、職員については、4.40月から0.10月引下げ4.50月とし、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分を配分します。定年前再任用短時間勤務職員については、2.30月から0.05月引上げ2.35月とし、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.025月分を配分します。

3点目に、会計年度任用職員の期末手当の改定です。令和6年度以降分について、現行の1.0月から1.0月引上げ2.0月とします。

審査に当たりましては、賞与の改定の実施時期が職員と会計年度任用職員とで異なる理由についてただしました。

具体的には、職員については、本年度分として令和5年12月1日に遡及して改定が施行されるのに対し、会計年度任用職員については、令和6年4月1日の施行となっています。

執行部によりますと、会計年度任用職員の処遇改善を求める国からの通知等は把握しているものの、職員とは雇用形態の異なる職種であること及び近隣自治体の動向等を踏まえ、職員組合とも協議をした結果、今回の改定内容としたものであるとのことでした。

なお、この点について、執行部としては課題意識を持っており、会計年度任用職員の処遇については、継続して検討していく必要があると認識しているとのことでした。

本委員会としましては、本改定が公務の職場と民間事業所との較差解消のために必要な措置であることを認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第99号議案財産の取得についてです。

取得する財産は、第16分団の水槽付消防ポンプ自動車1台で、取得価格は3,396万6,210円です。

契約の相手方は、株式会社倉重ポンプ商会です。

なお、取得する自動車は、令和5年度から令和6年度までの2か年にわたり製作される予定です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第101号議案指定管理者の指定について（甘木B&G海洋センター）です。

本件は、朝倉市甘木B&G海洋センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会に議決を求められているものです。

朝倉市甘木B&G海洋センターの指定管理者は有限会社ヴァスカで、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

当該施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、現在は有限会社ヴァスカが管理を行っています。今年度末に契約期限を迎えるに当たり、本年9月に指定管理者の公募が行われました。

その後、10月に開催された朝倉市指定管理者候補者選定委員会において、事業計画書、収支計画書等の書類審査及び応募団体からの説明と質疑応答が行われました。選定委員による採点の結果、公募に応じた2団体のうち、基準を満たし、かつ、最高点を得た有限会社ヴァスカが指定管理者候補者として選定されたものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。2番石井委員。

○2番（石井清治君） ただいま総務文教常任委員長の委員会報告がなされた際に、第96号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、途中の表現で3.20月から3.30月～0.10月の引下げと言及されました。これは、引上げということで修正をいたします。

さらに、もう1点、第97号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての箇所、職員については、4.40月から0.10月引上げという箇所について、引下げという表現をされました関係上、これは引上げということで修正して、訂正をいたします。以上です。

○議長（小島清人君） ほかになければ、以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第96号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第97号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第99号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第101号議案指定管理者の指定について（甘木B&G海洋センター）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第91号議案外5件を議題とし、環境民生常任

委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 仲山 寛君登壇)

○環境民生常任委員長(仲山 寛君) ただいま議題となりました第91号議案外5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告をいたします。

まず、第91号議案令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてです。

本件は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ115万3,000円を追加し、予算の総額を71億2,404万円とするものです。

補正内容は、給与改定による職員給与費等の増額補正です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第92号議案令和5年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてです。

本件は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ680万円を追加し、予算の総額を63億8,251万9,000円とするものです。

補正内容は、令和6年度介護保険法改正に伴うシステム改修を行うものです。介護保険制度において、介護サービス費用を賄うために65歳以上の第1号被保険者から徴収する介護保険料の見直しが3年に1回行われるため、システム改修が必要となるものです。

現在、国において、介護保険報酬改定や保険料の標準的段階設定等の審議が行われています。国の審議が確定した後、朝倉市においても介護保険料の算定を行うこととなります。

なお、システム改修費に対する国庫補助率は2分の1であり、340万円が国庫補助金となります。

本委員会としましては、国の法改正に伴うシステム改修費であるため、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第98号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準を参酌するものと規定されていますが、今回、内閣府令で定める基準が改正されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

改正内容は、特別利用教育を提供する場合の基準に係る読替規定を追加するものです。利用者や幼稚園、保育園等の運営やサービスに影響するものではありません。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第102号議案指定管理者の指定について(学童保育所)です。

本件は、市が設置する全ての学童保育所において指定管理制度を導入していますが、そ

の指定期間が本年度末で満了となるため、令和6年度からの指定管理者を指定するに当たり、議会に議決を求められているものです。

まず、福田学童保育所と杷木学童保育所以外の11の学童保育所の指定管理者は、各学童保育所の保護者会で、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

指定管理者の審査については、市が各保護者会から提案された事業計画、収支計画及び関係資料を基に、管理運営方針や管理運営体制、相談・苦情への対応、関係団体や地域との連携などについて審査を行った結果、指定管理者として適格であると判断し、選定したとのことです。

次に、福田学童保育所と杷木学童保育所の指定管理者は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社で、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

この2つの学童保育所については、保護者会から、「保護者会で指定管理や業務委託を受けることが困難であり、他の団体をお願いしたい」との申出があっており、前回から指定管理者を公募しています。本年9月に指定管理者を公募したところ、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社1社から応募があり、朝倉市指定管理者候補者選定委員会において、募集要項に定める選定基準に基づき、応募団体から提案された事業計画、収支計画及び関係資料による書類審査のほか、応募団体による説明や聞き取りによる審査を行いました。

審査の結果、指定管理者として選定される基準を満たし、指定管理者の候補者として選定したとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第104号議案久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議についてです。

本件は、甘木・朝倉・三井環境施設組合の構成市町村である久留米市（旧北野町）が令和5年3月31日をもって脱退したことに伴う財産処分に関し、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求められているものです。

財産の処分については、基金とその他の財産に分けて整理を行う予定です。

基金については、災害等により緊急に施設の改修が必要となったときのために積み立てていた施設改修基金のうち、久留米市の持分相当額である7,165万3,000円を久留米市に返還します。

また、その他の財産については、土地・建物、機械装置、備品などですが、久留米市の持分については、全てこれらを放棄し、組合に帰属させるというものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第105号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、地方税法の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行うものです。

改正内容は、令和5年11月以降に出産予定もしくは出産した国民健康保険の被保険者に係る産前・産後期間相当額の保険税を軽減するものです。

具体的には、出産予定月の前月から翌々月までの4か月間となります。多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から翌々月までの6か月間となります。財政負担は、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1となり、施行日は令和6年1月1日です。

審査に当たりましては、大きく3点についてただしました。

まず1点目は、軽減の申請方法についてです。

執行部によりますと、世帯主からの申請に基づき軽減を行うとのことですが、職権での軽減が認められているとのことです。申請が出ていなくても、出生届時など出生確認後に軽減を行うとのことです。

2点目は、軽減の計算方法についてです。年度をまたいでの軽減や出産予定と実際の出産月が異なる場合についてです。

執行部によりますと、年度をまたぐ場合、例えば、令和6年4月出産の場合、軽減対象である令和5年度3月分相当額については、賦課が決定しているため軽減額を確定できるとのことです。また、翌年度の令和6年4月から6月分相当額については、7月に賦課決定を行うときに併せて通知するとのことです。

出産予定と実際の出産月が異なった場合については、申請による出産予定日で軽減を行うとのことです。

3点目は、軽減対象となる出産についてです。

執行部によりますと、妊娠85日以上での分娩が対象であり、死産、流産、早産等についても軽減の対象になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(環境民生常任委員長 仲山 寛君降壇)

○議長(小島清人君) それでは、第91号議案令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第92号議案令和5年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第98号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第102号議案指定管理者の指定について(学童保育所)を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第102号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第104号議案久留米市の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第105号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第93号議案外4件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 加藤正二君登壇）

○建設経済常任委員長（加藤正二君） ただいま議題となりました第93号議案外4件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第93号議案令和5年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてです。

補正の主な理由は、債務負担行為の追加です。令和5年度本会計予算で定めた債務負担行為に窓口業務等委託料を追加するもので、限度額は2,661万5,000円、期間は令和6年度です。

追加の理由として、窓口業務等については、令和元年度から令和5年度の5か年契約で

実施しており、令和6年度からは、再度、業者を選定し直すサイクルでしたが、窓口業務等に深く関わる水道料金と下水道料金のシステム統合と、新たな下水道負担金システムの導入が現在行われており、令和6年6月末の完了見込みとのことです。

そこで、令和6年度は移行期間として旧システムも並行して運用し、新システムの導入を円滑に進めるため、令和5年度までの窓口業務等委託を令和6年度まで期間延長するものです。

なお、業務内容の主なものは、水道の受付業務、検針業務及び料金等の収納業務です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第94号議案令和5年度朝倉市簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

補正の主な理由は、令和5年度本会計予算に債務負担行為を設定するものです。

内容につきましては、第93号議案と同様に窓口業務等委託料を延長するもので、限度額は88万5,000円、期間は令和6年度です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第95号議案令和5年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第2号）についてです。

補正の主な理由は、債務負担行為の追加です。令和5年度本会計予算で定めた債務負担行為に窓口業務等委託料を追加するもので、限度額は4,125万円、期間は令和6年度です。

内容につきましては、第93号議案と同様に窓口業務等委託料を延長するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第100号議案市道路線の認定についてです。

市道名、島田3号線、延長73.5メートル、幅員5.0メートルから9.6メートル、当該路線は、平成29年7月九州北部豪雨により荷原川が被災したことを受け、福岡県朝倉県土整備事務所が実施した荷原川河川災害復旧等関連緊急事業の中で、県道甘木朝倉田主丸線に架かる古熊橋を撤去したことにより、路線の代替として、国道386号バイパスと市道札木・古熊線を結ぶ道路が整備されたため、市道の認定を行うものです。

本委員会では、現地調査を行い、詳細な説明を受けました。

この路線が整備されたことで国道386号に接道できるようになり、橋を新設せずとも問題は生じないため、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第103号議案字の区域の変更についてです。

市営土地改良（区画整理）事業に伴い、字の区域を変更する必要性が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められたものです。

これは、土地改良事業を実施した場合、従前の土地を新しい区画や地形に合わせて登記し直す必要があるため、境界の変更をするものです。

場所は、妙見川上中流域地区中流工区で、当工区は、農地改良復旧工事に令和4年12月に着工し、令和5年10月に完了しています。

具体的には、「菱野字楠平382番の一部」、「須川字中妙見1865番の一部」及び「これらの区域に隣接する水路である公有地の全部」の区域を「菱野字妙見」に、「須川字中妙見1865番の一部、1866番2の一部」の区域を「菱野字楠平」に、「菱野字楠平387番の一部、388番1の一部」及び「菱野字妙見380番1の地先の道路である公有地の一部」の区域を「須川字中妙見」にそれぞれ編入します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 加藤正二君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第93号議案令和5年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第94号議案令和5年度朝倉市簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第95号議案令和5年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第100号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第103号議案字の区域の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第90号議案の審議を行います。議案書をお開きください。よろしいでしょうか。

それでは、第90号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午前10時49分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。

本日、議会運営委員会より発議案1件が提出されましたので、これを上程します。

お諮りいたします。発議案第4号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いします。

午前10時50分休憩

---

午前10時51分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の質疑を行います。

お諮りいたします。発議案第4号については、質疑を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。発議案第4号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。発議案第4号については、討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第4号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。柴山恭子議員から、7日の本会議における一般質問中の質問の一部について、配慮に欠ける発言であるとの理由から、会議規則第62条の規定により、取り消したいとの申出がありました。この申出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告をお聞きください。よろしいでしょうか。

諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第5回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前10時54分閉会